



かみいいの認定こども園 乳児等通園支援事業を実施します



乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）とは

生後6か月から満3歳未満までの、保育所などに通っていないお子さんに、家庭と異なる経験や同世代のお子さんとは触れ合う機会を提供することで、こどもの育ちを応援するものであり、月一定時間までの利用枠の中で保育所等に通園することができる制度です。

利用できるお子さん

- ①富山市に住民票があること
- ②利用日時点で生後6か月から満3歳未満であること
*満3歳の誕生日の前々日まで利用できます。
- ③保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育施設、家庭的保育施設、事業所内保育施設など）、企業主導型保育施設に通っていないこと
*認可外保育施設に通っている場合は利用することができます。

利用できる時間

- ・月曜日～金曜日（基本利用時間 9:30～16:30）
*こども1人につき、月10時間まで利用できます。
*未利用時間があっても、翌月に繰り越すことはできません。
*1時間未満の利用予約はできません。
- ・休業日
 - (1) 土曜日及び日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 年末年始（12月26日から1月7日）
 - (4) お盆（8月13日から8月16日）
 - (5) 当園の入園式、卒園式、生活発表会等の行事催行日

料金表

（定員：4名 満0歳6か月～：1名 満1歳～：1名 満2歳～満3歳未満：2名）

対象年齢	内容	金額	備考
満6か月～ 満3歳未満	月曜日～金曜日 9:30～16:30	1時間 300円 ※行事代は 実費	給食代 1食 375円 おやつ代 1回 50円

お持ちいただくもの

- ・着替え（1～2枚）
- ・おむつ（2～3枚）
- ・おむつ替え用マット
- ・おしりふき
- ・食事用エプロン
- ・哺乳瓶（必要な方）
- ・ナイロン袋（2～3枚）
- ・手拭き用おしぼり（0歳、1歳のみ）
- ・午睡用布団一式（お昼寝されるお子さん）

利用の流れについて

- ①利用の申請
 - ・「こども誰でも通園制度 対象者確認申請書」等を富山市こども保育課に提出してください。
 - ・利用者の総合支援システムに登録完了後、利用者に対しメールにてログインIDが発行されますので、利用者は総合支援システムにログインし、認定証を確認してください。
*認定証の発行は申請から2週間程度かかります。
 - ・利用者は総合支援システムにログインし、アレルギー情報等のお子さんの情報を登録してください。
- ②事前面談
 - ・利用者が総合支援システムにて、利用を希望する施設の事前面談の申し込みを行ってください。
 - ・初回面談では、利用の説明や施設見学等を行います。お子さんのアレルギー、発育状況、健康状態についてお聞きしますので、必ず利用したいお子さんを同伴してください。
 - ・初めて利用する施設の場合、事前面談の後、利用の予約を行うことができます。

③施設の予約

- ・施設の利用予約や登園、降園手続きは、総合支援システムで行います。
 - *施設の空き状況を確認して利用予約を行ってください。
 - *施設が設定している「予約受付締切日」までに、利用予約ができます。
- ・予約した日に、施設が設定している「利用開始時刻～利用終了時刻」の時間内で利用してください。
- ・お子さんの送迎は保護者が行ってください。

④料金の支払い

- ・料金表に沿って、施設に利用料金を支払ってください。

⑤キャンセルについて

予約の1日前の15時以降のキャンセルからキャンセル料が発生します。
キャンセル料金は150円/時を頂戴します。

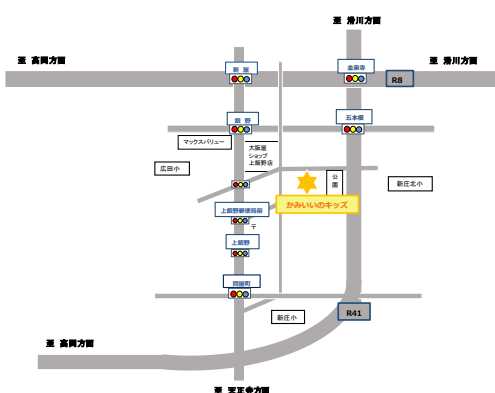
利用の流れ

図の中で「⇒」は、こども誰でも通園制度総合支援システム により行います。

手続き	利用者	実施施設	富山市こども保育課
①利用の申請	利用対象者確認申請		要件審査
	総合支援システムにログインし、 認証を確認	メール（ログインIDの発行）	利用者を総合支援システムに登録
	総合支援システムに こどもの情報を登録		
②事前面談	事前面談の日程予約		
	事前面談の実施		
③施設の利用	利用日時（利用枠）の予約	予約の承認	
	こども誰でも通園制度の利用		
④料金の支払い	利用料等の支払い	利用料等の請求	

こども保育課 入所認定係

電話：076-443-2165



■申込・お問い合わせ先

〒930-0827

富山市上飯野19-2

TEL：076-452-5001

FAX：076-452-5004



かみいいの
認定こども園